

広報

おやまざき

6

自然豊かな子育てのまち

2022(令和4)年

＼ワクチン4回目接種は7ページへ！＼

今月の主な内容

- バスでいく！乙訓地元めぐり P 2
- ゆめほっぺの開所日が週5日に変わります P 6
- 新型コロナワクチン4回目接種がはじまります P 7
- 国民健康保険税の税額を6月中旬に送付します P 8
- 京都済生会病院と乙訓休日応急診療所が新築移転します P15

vol.655

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

Let's take a bus.

乙訓を満喫！バスを使ったおでかけコース



離宮八幡宮
製油発祥の地。平安時代末頃に荏胡麻油生産が活発化し、中世の頃には「山崎の油座」として栄えました。



宝積寺
山崎の合戦に勝利した秀吉が一夜にして建てたと言われている「三重塔」や聖武天皇が夢で竜神から授けられたという「打出」と「小槌」があります。



妙喜庵 (待庵)
国宝の茶室、待庵があります。千利休が唯一残した茶室であるといわれ、細部に利休の非凡さがうかがえます。
※要予約、申込は往復はがきで受付、当面は日曜午前のみ拝観可能



アサヒビール大山崎山荘美術館
実業家・加賀正太郎によって建築された「大山崎山荘」に、建築家・安藤忠雄設計による地中館「地中の宝石箱」、山手館「夢の箱」を加えた美術館です。敷地面積は約5,500坪に及び、数多くの植物が配されています。



大山崎町歴史資料館
町の歴史と文化を紹介する資料館。展示室には古代、中世、近世、山崎合戦、待庵・利休の5つのコーナーがあります。



観音寺 (山崎聖天)
平安時代に宇多法皇が御願寺として創建されたと伝えられます。境内は広く、秋の紅葉や春の桜が楽しめます。



史跡大山崎瓦窯跡
古代の平安京造営に必要な瓦を生産した遺跡です。平安遷都を考える上で極めて重要な遺跡として、国史跡の指定を受けています。展望広場からは、京都盆地の南半部分が一望できます。



長岡天満宮
菅原道真公が太宰府に左遷される途中、名残を惜しんだ地として道真公を奉っています。



光明寺
平家物語にも登場する熊谷次郎直実が法然上人の弟子となり開いたお寺。約2万坪の境内を数百年のもみじが囲む。「そうだ京都、行こう。」でも紹介された京都屈指の紅葉の名所。



朝堂院跡・朝堂院公園
長岡京の時代、都の中心部「長岡宮」にあった桓武天皇が政務や儀式を行った重要な施設。公園内には案内所があり、案内員から史跡の説明を聞くことができます。



6月はあじさいや睡蓮が見ごろ



— エコでリーズナブルなバスを使った地元めぐりはいかが？ —

地元の魅力を再発見。乙訓を満喫しよう。

地元めぐりにはバスの利用がおすすめ



- ①「環境にやさしい」
バスは車よりも二酸化炭素の排出量が少ない環境にやさしい乗り物です。
- ②「運転しなくてよい」
移動中に寝てしまっても大丈夫。交通事故の加害者になることはありません。
- ③「健康維持につながる」
バス停まで歩いたり、乗り換え時に階段を昇り降りすると、自然と運動量が増えます。
- ④「家計にやさしい」
車は維持費がかさみますが、バスは運賃のみで利用ができます。周遊の際も駐車場を探す心配がありません。

【特集】バスでいく！乙訓地元めぐり
京都府の南西部に位置する「乙訓」。京都と大阪を結ぶ交通の要衝であることから、古代から歴史の舞台となり、古事記や日本書紀には「オトクニ(弟国)」という地名の由来が記されています。美術館や歴史資料館などがあり、文化財にも恵まれたロマンあふれる歴史の地です。遠くに行くのは気後れするけど、どこかには行きたい。そんなときこそ、地元を楽しむ良い機会です。

問=企画財政課 企画観光係 ☎956-2101 (内312)

町長がかける！

町長がまちの企業や
団体から、活動のこと、
地域のこと、何でも聞きます。

No.36
大山崎ふるさとガイドの会

森脇 剛 会長
澤田 裕子 副会長
和泉 奈緒美 副会長

問=企画財政課 企画観光係 ☎956-2101 (内312)



▲(左から)和泉副会長、澤田副会長、前川町長、森脇会長



前川光町長 結成当時から活発に活動

されてい
OFGさんで
が、現在の会
員数はどのく
らいですか。
OFG 現在
は43名の会員
がいます。多
い時は75名が

OFG 第一に、大山崎町の歴史や良
いところを知ってほしいという思いが
あります。大山崎町を訪れてくださっ
た方にこれらを存分にお楽しみいた
いて、地域の活性化に貢献したいで
す。昨年はコロナ禍で思うように活動
ができませんでしたが、あらたにマイ
クやスピーカーなども導入し、コロナ
禍でもガイドを行っていただけるよう日々

活躍されてい
引くコロナで会員数が減少して
存続の危機感を抱いているところ
です。
前川光町長 町としてもできるかぎり
応援したいと思っていますが、新規会
員を増やすために取り組んでいること
はありますか。
OFG 今年度は「第10回ふるさと案
内人養成講座」を実施しています。現
時点で、町内・町外問わず22名のご
応募をいただいています。全7回の講義・
現地学習を修了した方が会員になるこ
とができます。

模索しています。
前川光町長 今
後の活動予定は
ありますか。
OFG 昨年は
コロナ禍で開催
ができません
でしたが、今年
は6月4日に「
天下分け
目の天王山ウ
ォーキング」
を実施する
予定です。約
8kmの登山コ
ースか、約
6.5kmの山麓
コースをガイ
ドとともに
に散策します
。秋にも同様
に実施を予
定しています。

Profile

大山崎ふるさと ガイドの会 (OFG)

平成8年に結成された大山崎
町歴史資料館内を活動拠点と
するボランティアグループ。
町内の歴史スポット等の無償
ガイドを行うほか、定期総会、
講演会等も開催している。

500円で乗り放題！

あなたの知らない「もうひとつの京都」を見つけにいきませんか？

新型コロナウイルスの影響で、遠くに出かけることが少なくなったのではないですか。
こんな時だからこそ、身近な京都を観光し、わたしたちの京都を再起動！

竹の里・乙訓エリア [竹林の心地良さと歴史を感じる] もうひとつの京都 周遊バス

発売期間 2022年4月28日(木)~2023年3月20日(月) / 売り切れ次第販売終了

発売額 1日乗車券 500円 大人・小児同額

利用区間 周遊バス利用当日に限り、下記の区間が回数制限なしで利用できます。
阪急バス：京都府内の一般路線バス(若山台線を除く)
ぐるっとむこうバス：全線
長岡京はっぴいバス：全線

~企画財政課(役場3階32番窓口)で絶賛発売中!~

問=阪急バス ☎06-6152-8171
企画財政課 企画観光係 ☎956-2101 (内312)

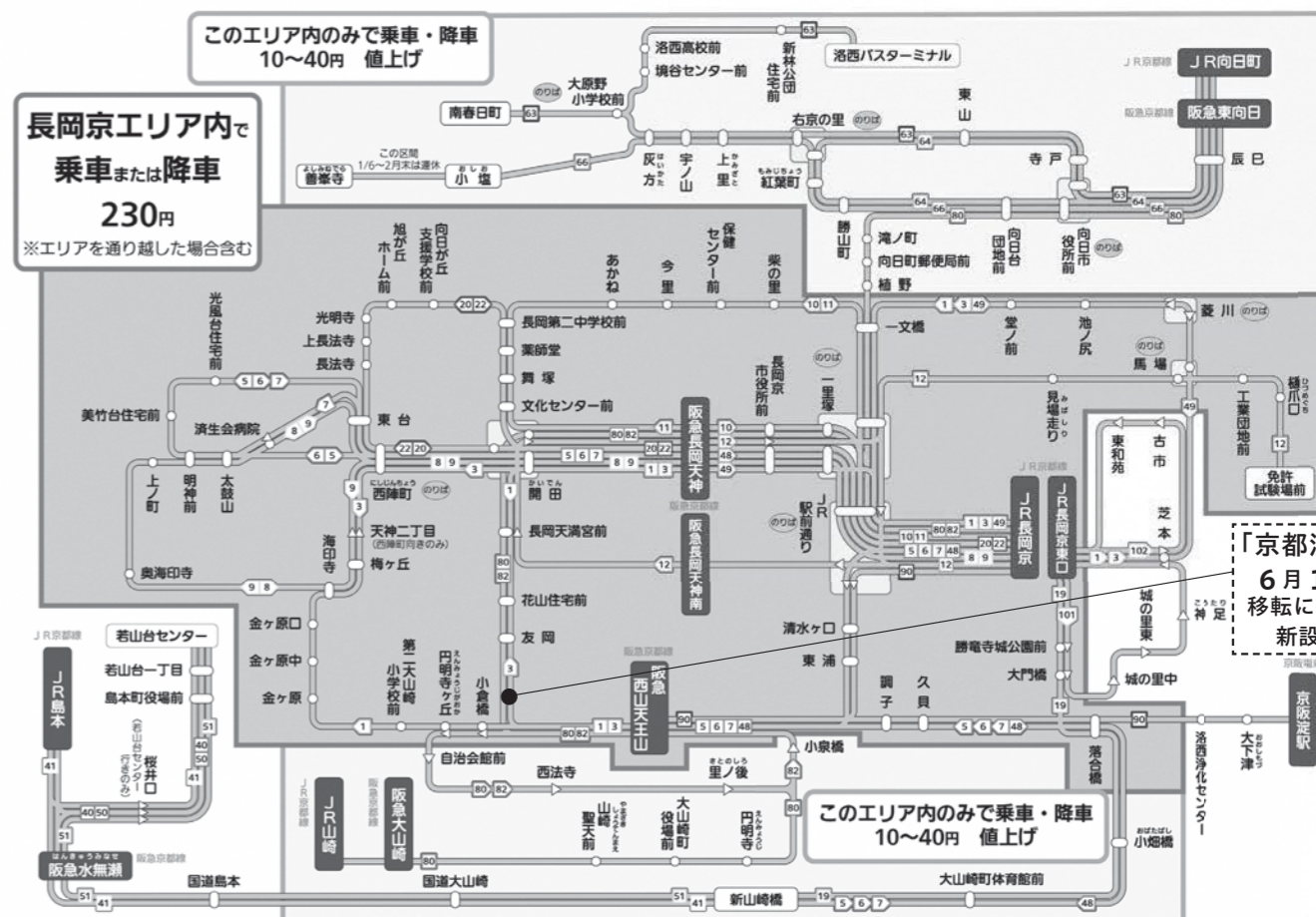


上記のQRコードで
乙訓の魅力、観光
情報を紹介してい
ます

6/1から、阪急バスの運賃が改定されます。

路線バスを取り巻く環境は、コロナ禍以前から少
子高齢化に伴う就業人口の減少等によって利用者の
減少が続いています。さらに、今般の新型コロナウ
イルスの影響による新たな生活様式への移行、リモ
ートワークや在宅勤務などの新たな働き方の進展によ
って、以前にも増して厳しい状況となっています。

全国的に公共交通の減便・路線廃止が行われてい
ますが、今後、超高齢化社会を迎えるなかで、公共
交通の必要性がさらに高まることが予想されます。
大切な移動手段として公共交通を未来へ残してい
くために、マイカーと公共交通の使い分けを考
えていきましょう。



「京都済生会病院」
6月1日から病院
移転に伴いバス停が
新設されます。



新型コロナワクチン接種

4回目接種がはじまります



問=健康課 健康増進係 ☎956-2101 (内132~135)

◆4回目接種の対象者

- 3回目のワクチン接種から5カ月が経過した
- ①60歳以上の方
- ②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方

◆接種券付予診票の送付時期

- ①60歳以上の方
3回目接種終了から5カ月経過してから、接種券付き予診票を郵送します。
- ②18歳以上60歳未満で、基礎疾患を有する方
基礎疾患（右記①～⑯）があり、治療中の方は、大山崎町新型コロナワクチン接種コールセンターに右記の基礎疾患の番号をお知らせください。3回目接種終了から5カ月経過してから、接種券付き予診票を郵送します。
※上記①②対象者の方で、3回目接種終了後に大山崎町に転入された方は、別途申請が必要です。1～3回目の接種済証とマイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等）をご持参のうえ、健康増進係（役場1階⑤窓口）で申請をしてください。

◆接種費用

無料

◆接種場所

- 集団接種：大山崎町役場・保健センター 7月予約開始予定
- 個別接種：かかりつけの病院・診療所・医院（接種をしているか確認しましょう）

◆ワクチンの種類

ファイザー社製ワクチンを接種します。ただし、ワクチンの供給状況により、ワクチンの種類が変わることもあります。

〈基礎疾患の種類〉

- ①慢性の呼吸器の病気
- ②慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ③慢性の腎臓病
- ④慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- ⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ⑦免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
- ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪染色体異常
- ⑫重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬睡眠時無呼吸症候群
- ⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している（※1）、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している（※1）場合）
※1 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持している方については、通院または入院をしていない場合も、基礎疾患のある方に該当します。
- ⑮BMIが30以上である
- ⑯新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた場合

大山崎町新型コロナワクチン接種コールセンター
☎0120-056-716 (平日9:00~17:00)

月曜日も開所します

ゆめほっぺの開所日が週4日から週5日に変わります

令和4年6月から、大山崎町子育て支援センターゆめほっぺの開所日が週4日（㊗～㊿）から、週5日（㊗～㊿）に変わります。本センターでは、就学前の乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流しているほか、育児に関する相談等も実施しています。開所日数が増え、さらに利用しやすくなりますので、ぜひお越しください。

問・申込先=大山崎町子育て支援センターゆめほっぺ（保健センター2階）☎959-9050

【開所日時】㊗～㊿9:30～16:00（12:00～13:00除く）※令和4年6月から

【利用対象】就学前の乳幼児とその保護者

【利用方法】完全申込制（各時間帯5組まで）。前日まで（月曜日の利用申込は前週金曜日）に電話でお申し込みください。

午前（9:30～11:30）1歳以上／午後（13:20～15:20）1歳未満

【申込時期】イベントの申し込みは、開催月の月初9:30から受け付けます。

6月行事申し込み：6月1日㊗9:30～

申込先：大山崎町子育て支援センターゆめほっぺ（役場福祉課では受け付けていません）

今後のイベント予定

○保健師相談日

予約不要。お気軽にお越しください。

とき=6月3日㊿13:30～14:30

○ゆめほっぺ電話相談日

子育て・育児に関する事で誰かに聞いてほしいことはありませんか？そんな方のために、電話にて相談を受け付ける日を設けました。今までにゆめほっぺをご利用したことのある方・ない方に関わらずご利用できます。ぜひ、お気軽にお電話（☎959-9050）ください。

とき=6月15日㊗13:00～15:00

6月28日㊗9:30～11:30

○赤ちゃん集まれ

初めての方も参加しやすいように、予約なしで開催します。

とき=6月22日㊗13:30～15:00

対象=生後11カ月までのお子さんを持つ親子

（初めての方・お久しぶりの方）

○マタニティさん、プチママさんソーイング（要予約）

とき=6月24日㊿10:00～11:30/13:30～15:00

対象=マタニティさんと生後5カ月までのお子さんを持つ親子

※内容については、ゆめほっぺまでお問い合わせ

ください。

○おそとでほっぺ

気候が良い季節、一緒に公園で遊びませんか？

とき=6月28日㊗9:30～11:30

ところ=野鳩公園

持ち物=▼水筒▼着替え▼砂場でのおもちゃ等

※当日9:00時点で小雨が降っている場合は中止します。

※保健センターでのゆめほっぺは休みです。

○ベビーマッサージ（要予約）

とき=6月28日㊗13:30～14:30

対象月齢=令和3年12月生～令和4年3月生（ずりばい等で動き回らない程度）

持ち物=▼バスタオル▼ハンドタオル▼ベビーオイル

※通常のゆめほっぺは休みです。

○記念手形（要予約）

ゆめほっぺで用意する台紙に手形を押します。

飾り付けなどの制作はしません。完全予約制、30分4組で実施します。

とき=7月8日㊿9:30～15:30

ところ=中央公民館本館実習室

持ち物=▼大きめのタオル▼汚れてもよい服装

※6月1日㊗から受付開始

選挙運動費用の 公費負担(選挙公営)制度について

今年、本町の町長・町議会議員の任期満了を迎えます。
本町では、町長選挙・町議会議員選挙に伴う、立候補者の選挙運動費用の一部を町の公費で負担できるようになりました。

問=選挙管理委員会(役場総務課内) ☎956-2101(内322)

1. 制度概要

選挙公営制度とは、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、一定の範囲で国や地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

2. 公営の対象と限度額(※限度額等は現行から変更となる可能性があります。)

公営の種類・対象等		限度額	
選挙運動用自動車 (1)または(2)の 契約は候補者が 選択できる	(1)一般乗用旅客自動車運送事業者 (タクシー、ハイヤー)との運送契約の場合	322,500円((64,500円/日)×5日)	
	(2)上記(1)以外の契約 の場合(自動車の借入れ、 燃料の供給、運転手の雇 用がそれぞれ別の場合)	①自動車の借入れ (レンタカー等)	79,000円((15,800円/日)×5日)
		②燃料の供給	37,800円((7,560円/日)×5日)
		③運転手の雇用	62,500円((12,500円/日)×5日)
選挙運動用ビラ 1. 町長選挙 2. 町議会議員選挙	作成単価に法定作成枚数を乗じた金額	1. 7円51銭×5,000枚=37,550円 2. 7円51銭×1,600枚=12,016円	
選挙運動用ポスター	作成単価にポスター作成枚数(ポスター掲示 場数)を乗じた金額	11,233円×29箇所=325,757円 (前回(H30)の町長、町議会議員選挙を 参考に単価、箇所を計算しております。)	

3. 対象となる候補者、期間

この選挙公営制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。対象となる期間は、立候補の届出のあった日から選挙期日の前日までが公費負担の対象となります。

選挙種別	供託物没収点
町長選挙	有効投票×1/10
町議会議員選挙	有効投票/議員定数(12人)×1/10

国民健康保険税(国保税)の 決定通知を6月中旬に送付します



国民健康保険(国保)加入者がいる世帯へ国保税の通知を送付します(世帯主が国保に加入していなくても、納付義務者は世帯主となります)。国保税は、医療費の支払いにあてる大切な財源ですので、納期内に納めましょう。
問・相談先=健康課 保険医療係 ☎956-2101(内111・115)

1 今年度の変更点(法律の改定に伴う変更)

- ・限度額を99万円から102万円に引き上げます。
 - ・未就学児の均等割額を2分の1に軽減します。
- ※令和4年度は税率の改定はありません。

保険税の納付は
口座振替が便利です!
保険税の納め忘れがないように
口座振替をぜひご利用ください。

2 国保税の計算方法

- ・世帯ごとの収入や加入者数により、世帯単位で年税額を計算します。
- ・年の途中で加入・脱退があった場合は、年税額を月割で再計算します。

課税区分	① 所得割	② 均等割	③ 平等割	限度額
	(加入者の前年中所得金額)	(加入者1人あたり定額)	(加入1世帯あたり定額)	①+②+③ (超過分切り捨て)
医療分	6.39%	26,800円	18,500円	65万円
介護分 (40~64歳)	2.49%	11,400円	5,500円	17万円
支援金分	2.41%	9,900円	6,800円	20万円

3 納め方は2種類

(1) 年金天引き(特別徴収)

国保加入者全員が65歳~74歳の世帯の場合、原則年6回の年金支給時に世帯主の年金から天引きします。

(2) 納付書払い・口座振替(普通徴収)・スマートフォン決済アプリ

6月~翌3月までの10回に分けて納付します。
口座振替の申し込みは、通帳と銀行印をお持ちのうえ各金融機関で行ってください。
納付書のバーコードを読み取り、スマートフォン決済アプリ(LINE Pay、PayPay、J-Coin)で支払うこともできます。

4 軽減・減免措置

災害やその他の事情により国保税の納付が困難な場合は、申請により国保税の減免などが受けられる場合がありますのでご相談ください。

※詳細はお送りする通知書やお知らせを確認してください。後期高齢者医療保険の保険料については、次月号でお知らせします。

あなたの力がこのまちの力に

まちづくりの課題解決につながる活動に取り組む団体に補助金を支出します

問=企画財政課 企画観光係 ☎956-2101 (内313)

大山崎町では、将来にわたって持続可能な行政運営を行っていくために、「住民参加のまちづくり」を進めています。この「住民参加のまちづくり」は、住民の皆様が、まちづくりの課題を「自分ごと」と捉えてその課題解決に向けて行動することで実現されるものです。

そこで、町では、住民参加のまちづくりを促進するために、まちづくりの課題（公共課題）の解決につながる活動に取り組む団体に補助金を支出し、その活動を支援します。



対象

町民で構成する団体に、公共課題の解決につながる活動（以下の事業）に取り組む団体です。

- ・地域福祉の増進に関する事業
- ・地域の保健・健康づくりの増進に関する事業
- ・地域の防災・防犯に関する事業
- ・産業や観光の振興に関する事業
- ・環境の保護・保全に関する事業
- ・青少年の健全育成に関する事業
- ・地域の文化・伝統の振興に関する事業
- ・生涯学習、社会教育に関する事業
- ・子育て支援に関する事業
- ・地域および地域活動の情報発信、広報に関する事業
- ・町内会・自治会活動など、地域のコミュニティづくりに関する事業 など

\\ただし、以下に該当するものは対象外です//

- (1) 主として営利を目的とするもの
- (2) 特定の政治、宗教、思想等に関連するもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 大山崎町外で実施するもの
- (5) 実現の可能性がないもの

● 交付申請にあたって ●

申請方法= 交付申請書（町ホームページからダウンロードまたは企画観光係窓口にて配布）を提出してください。交付申請は随時受け付け、審査します。

締 切=令和5年2月28日

1団体が本補助金の交付を受けられるのは1年度に1回限りです



こんなときこそ、工夫して人のつながりを

「新たな生活様式に対応した地域活性化事業」を実施される団体を募集します

問=企画財政課 企画観光係 ☎956-2101 (内313)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い「新たな生活様式」が求められる中、交流の機会が激減し、人と人とのつながりが希薄化しています。こういった状況にあっても「密」にならないよう工夫して人のつながりを作り出す企画やイベント等を実施される団体を募集します。事業費の全額について、町が補助金を支出します。

対象団体

町民が参画し、地域の人と人とのつながりを創出するイベント等を実施する団体。

※ただし、活動内容に宗教的活動や政治活動を含む団体は除きます。

対象事業

対象団体が自ら企画および運営を行い、新たな生活様式に対応しながら地域の人と人とのつながりを創出するイベントで、原則として新規に開始するものとします。感染症防止のために、オンライン上で実施するイベントも対象となります。

\\ただしこれは対象外//

- ・主として営利を目的とするもの
- ・有料の講座や教室など特定の人を対象とするもの
- ・政治・宗教・思想等に関連するもの等

対象経費

イベント（事業）の実施に係る経費。

\\ただしこれらの経費は除きます//

- ・人件費・団体運営の経常経費（電話代、光熱水費なども含む）
- ・個人給付的な経費（参加賞や個人を対象とした景品等）
- ・食糧費（講師等への弁当、飲料水等は除く）
- ・備品購入費・その他、町長が適当でないと認めるもの

補助金の額

補助対象経費の全額。ただし、予算の範囲内とします。

申請が複数団体からあり、各団体からの申請総額が予算額を超過する場合は、一団体あたりの補助金額を調整（減額）する場合があります。

交付決定方法

書類審査によって補助金の交付を決定します。事業内容自体に加え、感染症対策についても審査事項とします。

補助金の交付決定時期

令和4年7月29日

● 交付申請にあたって ●

申請締切=令和4年7月8日

提出物=①補助金交付申請書

②事業概要書

③収支予算書

④団体概要（様式は任意）

※団体の概要・パンフレット等団体の活動内容がわかるものおよび役員名簿

町ホームページにも掲載しています

提出方法=郵送、電子メールまたは窓口にて持参

提出先=〒618-8501

大山崎町役場 企画財政課 企画観光係

☒kikaku@town.oyamazaki.lg.jp

（メール送信の場合は、確認のため別途上記までお電話ください）

● 新型コロナウイルス感染拡大の場合 ●

新型コロナウイルス感染拡大によって大山崎町を包含する地域に事業予定日を含めた期間、「緊急事態宣言」あるいは「まん延防止等重点措置」が発令されている場合には、原則として事業は中止していただきますのでご了承ください（オンライン形式の事業を除く）。

大山崎町出前講座

講座メニュー

1 町政のしくみ

番号	講座名	主な内容	所管課等
1-1	町議会を知ろう!	町議会の役割、傍聴の方法、会議録の検索方法、請願・陳情の提出方法	議会事務局
1-2	監査のしくみ	監査委員制度の概要・役割・職務内容・結果の公表などについて	監査室
1-3	行財政改革について	行財政改革についての内容	企画財政課
1-4	情報公開と個人情報保護について	情報公開と個人情報保護についての内容	
1-5	協働について	協働についての内容	
1-6	バリアフリーについて	バリアフリーに関する取り組みについて	
1-7	予算のしくみと財政の状況	町予算のしくみと町財政の現状と課題	
1-8	選挙について	1. 選挙のしくみについて 2. 過去の選挙の状況について	総務課
1-9	町の公共交通について	町内公共交通、バスの乗り方、交通政策などについて	企画財政課
1-10	町税の種類としくみ	町税収入について(種類と概要)	税住民課
1-11	戸籍・住民票について	戸籍とは・住民票とは	
1-12	マイナンバー制度について	1. マイナンバー制度の概要 2. マイナンバーカードについて	
1-13	事前登録型本人通知制度について	事前登録型本人通知制度について(住民票・戸籍等)	

2 福祉・健康

番号	講座名	主な内容	担当課
2-1	介護保険制度の概要	介護保険制度	健康課
2-2	健康保険制度の概要	1. 国民健康保険制度 2. 後期高齢者医療制度	
2-3	健康づくり	1. 子育てに関する事 2. 健康に関する事(子ども、大人、高齢者) 3. 介護予防について	
2-4	福祉制度の概要	1. 障がい者(児)福祉制度 2. 生活保護制度 3. 児童福祉制度	福祉課

3 暮らし・環境

番号	講座名	主な内容	担当課
3-1	循環型社会の構築	ゴミの分別・リサイクル	経済環境課
3-2	水道事業の概要と財政状況等について	水道事業の概要と財政状況等	上下水道課
3-3	下水道事業の概要と財政状況等について	下水道事業の概要と財政状況等	

4 まちづくり

番号	講座名	主な内容	担当課
4-1	まちづくりと都市計画	まちづくり(道路・公園事業)と都市計画について	建設課
4-2	魅力的な大山崎観光	大山崎町の観光施策、観光施設を紹介する	企画財政課
4-3	住民参画のまちづくり	町内会・自治会の役割、必要性について	

5 教育・生涯学習・文化

番号	講座名	主な内容	担当課
5-1	大山崎町の学校教育	学校教育の取組について	学校教育課
5-2	生涯学習のすすめ	生涯学習の考え方、事業の具体的な内容	生涯学習課
5-3	町内の文化財	町内に所在する文化財や史跡について	
5-4	歴史資料館で地域を学ぶ	地域を知るなかで、資料館の活用方法を学ぶ	
5-5	地域の古文書を読む	大山崎、円明寺、下植野の歴史を順に学ぶ	
5-6	国際交流	国際理解と多文化共生	

6 消防・防災

番号	講座名	主な内容	担当課
6-1	災害に備えて	1. 災害時の避難場所、自主防災組織について 2. 町の災害対策と家庭・地域での取り組みについて	総務課

※上記メニュー以外にも、希望があれば相談に応じます。
※申込書は企画財政課(役場3階32番窓口)に置いてあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。
※新型コロナウイルス感染症の状況によっては開催できない場合があります。



問・申込先=企画財政課 企画観光係
☎956-2101 (内370)

町内の団体が主催する集会などに町職員が講師として出向き、講座メニューに沿った町政の説明や講習などを行います。お気軽にご利用ください。

○出前日時 平日午前9時～午後9時の間の2時間以内
○出前場所 申込者が主催する集会などの開催場所(町内に限る)

○対象 町内に在住または在勤の10人以上の団体
○申込方法 希望日の14日前までに申込書を上記申込先まで

飲食店、農家の方へ 農商連携支援事業補助金

問・申請先=経済環境課 農林商工係 ☎956-2101 (内244)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店や農家等の経営の改善、町内の農作物の地産地消の促進を目的として、飲食店が、農家等から農作物を購入・販売する下記の取り組みに対し、町が支援を行います。

補助金事業の概要

(1) 農作物購入補助事業

飲食店が、飲食として提供するための食材として、農家等から農作物の仕入れを行う取り組み
補助対象経費=実施期間中に、農家等から仕入れた農作物の購入費用
※ただし、飲食として提供するための食材ではなく、飲食店で販売するために購入した農作物(農作物販売補助事業として販売するための農作物)に係る購入費用は補助対象外
補助率=農作物の購入費用の30%以内
※1 飲食店あたり上限10万円

(2) 農作物販売補助事業

飲食店が、農家等から仕入れた農作物を加工(調理)せずに飲食店で販売を行う取り組み
補助対象経費=実施期間中に、農家等から仕入れた農作物を飲食店で販売するために掛かる消耗品費、印刷製本費および備品購入費(例:テーブル、農作物を入れるカゴ、周知用チラシ等)
補助率=補助対象経費の2/3以内
※1 飲食店あたり上限5万円



実施期間

令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

申請期間

令和4年6月1日(火)～令和5年2月28日(火)(予算の上限に達し次第、受付終了)
※実施要項や申請様式等は、町ホームページをご覧ください。

よくある事例
・異なる用途で水道料金を支払っている。(例:自宅で飲食店をしているが、用途が家事用のみである。)

工場用	営業用	家事用
営業用に含まれない、製造・加工等各種工場で使用されるもの	飲食業、運送業、その他サービス業等で営業に使用するもの	炊事・洗濯等、日常生活において必要な水のみに使用するもの

大山崎町の上下水道料金は、用途別の料金となっており、ご使用の用途により水道料金が異なります。ご使用の用途と給水契約をご確認いただき、異なる場合は、変更の届出をお願いします。
※給水契約の用途は水道検針時に発行している「使用水量のお知らせ」で確認ができます。

問 上下水道課 業務・府営水道係(内273)

・使っている用途が変わった。(例:住居を一部改装し、美容室を始めた。)
・住居を店舗として利用するなど、ひとつのメーターで2種以上の用途に水道を使用している場合は、基本料金が高い方の用途が適用されます。
・正しい用途で届出がされないこと、過去に遡って正しい料金を請求する場合があります。用途が変わった際は必ず変更の手続きをしてください。
※現在お使いの用途がわからない等、ご不明点がある場合は、一度ご相談ください。
また、集合家事用・集合営業用は戸数に変更があった場合、戸数変更をしてください。

水道事業からのお知らせ
水道ご利用の用途確認のお願い

令和3年度

情報公開・個人情報保護制度の利用状況

問=企画財政課 企画観光係 ☎956-2101 (内314)

■情報公開制度

情報公開条例に基づき、町が保有する公文書の公開を行っています。公開を希望する方は、役場3階企画財政課情報公開窓口で「情報公開請求」を行ってください。

○情報公開制度運用状況

(令和4年3月末現在)

実施機関	請求件数	決定区分						審査請求
		公開	部分公開	非公開	文書不存在	請求拒否	取り下げ	
町長	70	51	5	3	6		6	
教育委員会	13	11	2					
選挙管理委員会								
公平委員会								
監査委員								
固定資産評価審査委員会								
農業委員会								
水道事業管理者	18	18						
議会	2	2						
合計	103	82	7	3	6		6	

■個人情報保護制度

個人情報保護条例に基づき、町が保有する自己に関する個人情報の開示を求めることができます。

○個人情報保護制度運用状況

(令和4年3月末現在)

実施機関	請求件数	決定区分				審査請求
		開示	部分開示	不開示	文書不存在	
町長	5	5				
教育委員会						
選挙管理委員会						
公平委員会						
監査委員						
固定資産評価審査委員会						
農業委員会						
水道事業管理者						
議会						
合計	5	5				

※空欄は、ゼロを表します。

※1つの請求に対して複数の決定区分となる場合があります、請求件数と決定区分の計は必ずしも一致しません。

○情報公開請求書および個人情報開示請求書の様式は、企画財政課（役場3階32番窓口）に置いています。また、町ホームページからもダウンロードできます。



京都済生会病院と乙訓休日応急診療所が
阪急西山天王山駅近くへ
6月から新築移転します

▲阪急西山天王山駅（西口）歩道橋から撮影

「京都済生会病院（済生会京都府病院から名称変更）」が、令和4年6月1日（日）から、阪急西山天王山駅近くへ移転します。それに合わせて「乙訓休日応急診療所（乙休診）」も、6月5日（日）の診療から、新病院の敷地内へ移転し、救急医療の連携を高めます。乙訓地域の中核病院である「京都済生会病院」と、休日診療の拠り所である「乙休診」の設置場所が、これまでよりもずいぶん大山崎町に近くなります。

移転先：長岡京市下海印寺下内田101番地

「京都済生会病院」の概要

鉄骨造（耐震）、7階建、延床面積22,839.40㎡、26診療科目、一般病床288床（個室率46%）、駐車場147台、新築移転に合わせて多くの最新式医療機器を導入されました。

「乙訓休日応急診療所」とは？

休日などに、外来治療だけで帰宅が可能な「軽症患者」の初期救急を行なうために、向日市、長岡京市と共同設置している医療機関です。

診療日＝日曜日、祝日、年末年始
診療時間＝9:30～16:00（途中休診時間あり）
診療科＝内科、小児科
※来院前に電話してください ☎955-3320 問＝健康課 健康増進係 ☎956-2101（内132～135）



府民協働型
インフラ保全事業

京都府実施 舗装工事のお知らせ

阪急大山崎駅前の舗装が新しくなります



乙訓土木事務所
Facebook

傷んだ舗装をなおした後、注意喚起のためのカラー舗装および路面標示を行います。

京都府では例年「※府民協働型インフラ保全事業」の募集をしており、町でも昨年度採択された事業が実施されています。

事業内容は、阪急大山崎駅前の道路整備であり、ドライバーへの注意喚起のための舗装工事が実施されます。工事中は何かとご迷惑をおかけすることになりますが、安全に十分配慮し工事を実施されますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

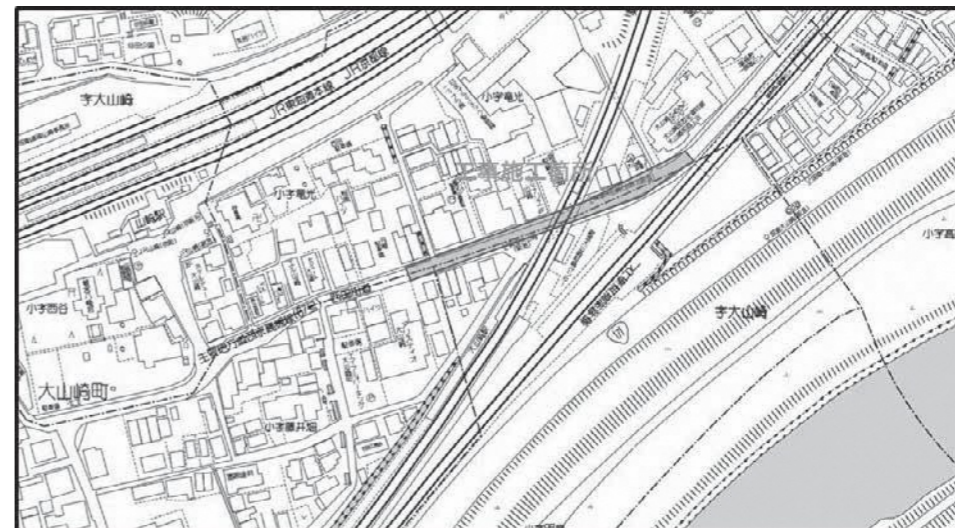
問＝京都府 乙訓土木事務所 道路計画課 ☎931-2473

※「府民協働型インフラ保全事業」

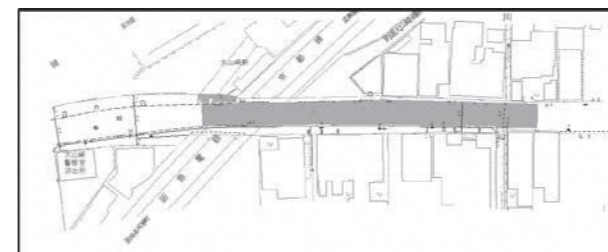
京都府が管理する道路や河川、建物等のインフラにおいて、府民の皆様が日頃から感じられる身近な改善箇所を公募し、地域や市町村からの要望とともに、事業箇所を決定する府民協働型の公共事業です。

- ・工事場所
大山崎町字大山崎 地内（阪急大山崎駅前 府道67号西京・高槻線）
- ・工事内容
傷んだ舗装をなおした後、注意喚起のためのカラー舗装および路面標示を行います
- ・工事期間
令和4年5月23日（月）～令和4年6月7日（日）（予定）
（昼間・夜間片側道路規制有）
昼間：9：00～17：00（予定） 夜間：21：00～6：00（予定）

※位置図



※着色部を切削オーバーレイで排水性舗装
（大きな機械で5cmだけ既存アスファルト舗装を削り、水溜まりが出来にくい目が粗い舗装をします）



※着色部を排水性舗装完了後薄層舗装
（車道ベンガラ色・歩道緑色）
車道にドットのラインを引き、注意喚起を促します。

